

令和4年度 部活動の基本方針

宇都宮市立若松原中学校

1 部活動の目的

スポーツや文化及び芸術に親しみ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養を図り、互いに協力しあって友情を深められるようにする。

2 本年度の部活動

部活動	顧問人数（未定）	部活動	顧問人数（未定）
陸上競技	2	ソフトボール	2
野球	2	剣道	2
バスケットボール男子	2	バドミントン男子	2
バスケットボール女子	2	バドミントン女子	2
バレーボール女子	2	吹奏楽	2
サッカー	2	合唱 ※募集：無	
ソフトテニス男子	2	美術	2
ソフトテニス女子	2	演劇	2
卓球	3	家庭	2

3 活動計画

- (1) 各部活動でファイルを作成し、部員名簿、毎月の活動計画、対外試合等許可願いをとじ込み、職員室に保管する。
- (2) 毎月の活動計画は、前月20日までに部活動係に提出する。その後、学習室1前の廊下に部活動係が掲示する。
- (3) 毎月の活動計画や大会・コンクール等の開催予定などを、事前に生徒・保護者に伝える。

4 活動時間及び日数

(1) 朝の活動

7:00～7:50（片付け込み）

（確認事項）

- ・集合時間については、6:50より前には登校させない。
- ・開始時間より前に活動をしないこと。
- ・終了時刻を守るとともに、8:10までに着席すること。

(2) 放課後の活動

期 間	完 全 下 校 時 間
4月	18:30
5月	18:45
6月	
7月	
8月	18:30
9月	
10月(県大会まで)	18:15
10月(県大会後)11月	17:45
12月	17:30
1月	17:45
2月	18:00
3月	18:15

※各部署の大会がある場合は延長届を提出して活動を行う。

(3) 活動時間及び休養日

① 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の土曜日及び日曜日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。また、登校時刻を守れるよう、終了時刻には十分配慮する。
- ウ) 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

② 休養日の設定

- ア) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ) 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ウ) 大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

(4) 長期休業中の活動について

- ・長期休業中も、「(3) 活動時間及び休養日」と同様に、活動時間及び休養日を設定する。
- ・お盆や年末年始の期間（学校業務停止日）は、原則活動しない。

(5) その他

- ・テスト3日前（土日を含む）は、部活動は行わない。ただし、大会等を控えた場合は、保護者の同意を得、学校長の許可を得た上で活動する。
- ・平日は、必ず1日は休養日を設ける。（休養日＝1日を通して練習を行わない日）

5 指導にあたって

(1) 活動内容

- ・発達段階や体力、技能等に応じて活動内容を配慮する。
- ・部員一人一人の個性をしっかりと見極め、伸ばす工夫をする。

(2) 事故防止及び健康管理

- ・関係する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。
- ・環境条件（天候、気温など）について、十分安全に配慮した練習内容や活動時間とする。特に、熱中症について予防対策を徹底し、発生が疑われる際に適切に対応する。
- ・生徒の心身の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応する。

(3) 体罰の防止

- ・勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰など力に頼った指導は絶対に行わない。

(4) 外部指導者の活用

- ・外部指導者を活用する際には、学校の方針に従って指導を担えるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にする。

(5) 大会や発表会等への適切な参加

- ・適切かつ確実な生徒引率を行う。
- ・交通手段には、原則として公共交通機関を利用し、保護者の負担が大きくなりすぎないように配慮する。

(6) その他

- ・個人で使用する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。また、事情により購入が困難な場合には、十分配慮する。
- ・保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に係る経費について、保護者と協議し経済的負担が過重にならないようにする。
- ・文化体育後援会・活動費によるデジタル機器及び周辺機器の購入はさける。
- ・各部関東大会出場相当以上の記録を残した部・個人は部室棟南側金網に垂れ幕で掲示する。3年間掲示した後は該当部に寄贈する。

6 部活動の入部・退部

(1) 入部

ア 1年生の入部の手順

- ① 各部生徒代表による部活動紹介を聞く。
- ② 保護者の同意を得て、仮入部期間を経て入部届を担任と顧問に提出して入部する。期日は、入部届に記載する。
- ③ 入部届は、担任に提出する。担任が確認をして押印した後、生徒に戻し、生徒が直接顧問に渡す。

イ 2・3年生の入部の手順

- ① 担任に在部届を提出する。
- ② 担任が確認をして押印した後、生徒に戻し、生徒が直接顧問に渡す。

(2) 退部

- ・退部を希望する生徒は、顧問、担任と十分に相談した上で保護者の同意を得て、退部届を顧問に提出する。

7 部活動の開設・廃部

(1) 部の存続について

- ・前年度から開設し活動している部活動については、全部員が卒業するなどの特殊な事情や下記の(2)に該当する場合を除いては、存続して設置する。

(2) 休部、廃部について

- ・新年度の加入調査の結果、常設部が部員数の減少で活動に支障をきたす場合は、休部や廃部を顧問会議や職員会議で検討する。

(3) その他

- ・中体連種目の中で本校の部活動として設置されていない競技においては、保護者からの申請に対し、学校長が許可した場合、中体連の大会に参加できる。引率の有無はその都度判断する。